

改正商法における子会社の判定について

平成 14 年 3 月 18 日
日本公認会計士協会

1. 平成 13 年 6 月の改正商法(平成 13 年 10 月 1 日施行)では、第 211 条の 2 (親会社株式の取得) 及び第 241 条第 3 項 (議決権の数) について、過半数算定の基礎が従来の「発行済株式の総数」から「総株主の議決権」に変更されました。

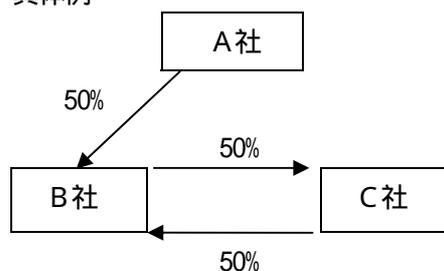
また、平成 13 年 11 月の改正商法(平成 14 年 4 月 1 日施行)では、第 211 条の 2 に第 5 項が新設され同条第 1 項及び第 3 項の適用に当たり相互保有株式に係る議決権はこれを有しているものとみなし算定することが追加されました。

2. 平成 14 年 3 月期決算会社においては、改正後の商法第 211 条の 2 第 1 項の適用により、議決権に基づいて親子会社の判定を行うこととなりますが、新設された商法第 211 条の 2 第 5 項は平成 14 年 4 月 1 日施行となるため、いわゆる相互持合株式は「総株主の議決権」(以下「議決権」という。)に含めないで算定することになるとの解釈が生じます。

例えば、以下の具体例では、相互持合株式を「議決権」に含めないで算定すると B 社は A 社の子会社となりますが、相互持合株式を「議決権」に含めて算定すると B 社は A 社の子会社に該当しないこととなります。

すなわち、平成 14 年 3 月期決算会社が条文の施行日に基づいて判定すると、株式の所有状況は変化していないのに、従前は子会社に該当しなかった会社が、平成 14 年 3 月決算期では子会社に該当し、翌決算期では再び子会社に該当しなくなるという問題が生じます。

具体例



3. しかし、商法第 211 条の 2 第 5 項は創設的な規定ではなく、相互持合株式につき従前の発行済株式数による判定と同様の結果となるように配慮されたものと考えられます。改正商法施行日は平成 14 年 4 月 1 日ですが、従来の解釈を明文化した確認的な規定と考えられますので、平成 14 年 3 月 31 日以前においても子会社の判定については、従来と同様に解釈することになります。

以 上